

本科第4学年・第5学年  
及び専攻科学生及び保護者の皆様へ

八戸工業高等専門学校  
学生課学生係

### 学生等の学びを継続するための緊急給付金について

このことについて、文部科学省より新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学生生活の継続に支障をきたす学生に対して「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の案内がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

申請を希望される場合は申請期限までに学生課学生係に申請書類一式を提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、下記の『申請基準』に当てはまらない場合でも新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変して収入が大幅に減少し、学業に支障をきたしていることが証明できる場合は、本制度の申請対象となり得ることもございますので、積極的にご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

対象者 第4学年・第5学年及び専攻科学生（留学生も含む。）  
※日本学生支援機構の給付奨学金を令和3年12月10日に受給している者については、辞退の申告がない限り自動的に本給付金対象者とするため申請不要。

支給額 10万円

申請基準 原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っており、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少し、学費等の支出が困難であること。

※以下1～3のいずれかを満たすこと。

1. 日本学生支援機構の給付奨学金受給者（令和3年12月10日の支給を受けている者）  
※本人からの申込は不要
2. 以下の①～⑤を満たす者として大学等が推薦する者
  - ①原則として自宅外で生活をしている  
（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）
  - ②家庭からの多額の仕送りを受けていない
  - ③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
  - ④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、
    - 1）～3）のいずれかの状況となっている
      - 1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している

- 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない
- 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

- 1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
- 2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
- 3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者

3. 上記2.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

※詳細は『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）（以下「手引き」という。）P4を参照してください。

- 必要書類 様式1「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」  
様式2「学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」  
その他必要な書類  
※「手引き」P6を参照してください。  
※ その他必要書類については、必ずしも原本である必要はありません。

申請期限 1月14日（金）

申請先 学生課学生係

**【問い合わせ先】**

八戸工業高等専門学校 学生課学生係（奨学金担当）  
〒039-1192 八戸市田面木字上野平16-1 TEL 0178-27-7235  
受付時間 8：30－17：00（平日のみ）